

## 第4回柏崎市農業委員会総会議事録

- 期日 令和2年9月30日(水)
- 場所 市役所 第1会議室
- 議案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第4号 農地法第5条許可申請について  
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 畔屋地区)  
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 本条地区)  
報第1号 農用地利用集積計画(移転)参考資料(農地中間管理事業分)について  
報第2号 令和2年度農地パトロール結果報告について
- その他 10月総会の会議開催予定日時  
第5回総会を10月30日(金)午後開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

山崎局長代理

皆様お疲れ様です。定刻となりましたので始めさせていただきます。局長の霜田は市議会の決算特別委員会に出席の為、本日の総会を欠席しております。進行は私、山崎が務めさせていただきます。

ただ今から第4回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願い申し上げます。

石塚会長

皆様お疲れ様でございます。忙しいところ、なから収穫が済んだ方もいらっしゃるのだらうと思いますけれど、まだまだあちこち田んぼのほうへ向かう車を見かけるところです。

私事ですが、先日非常に危ない事になりかけまして、コンバインで転倒しそうになりました。皆様方におかれましては、少なからずそういう経験はおありなのだらうと思いますが、お互い農作業事故には気を付けていかなければと思います。

梅雨時の長雨あるいはその後の高温によって収量と品質が心配されたところでしたが、思ったよりは悪くなかったかなと感じています。これから最後まで怪我のないように作業をお願いします。

この後の総会につきましては着席の上、進行させていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告をお願いします。

山崎局長代理

委員数は 19 人であります。欠席報告 1 人、現在の出席委員数は 18 人で、過半数であることを報告いたします。また農地最適化推進委員の出席は 19 人です。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 4 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、4 番 平野 松夫委員、16 番 阿部 淳一委員の 2 人を議事録署名委員に指

名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

はい、事務局でございます。それでは、議案書1ページをご覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について、ご説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10aあたりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 大字加納字八反島〇〇番地 田 347 m<sup>2</sup>。大字加納〇〇番地 〇〇 〇〇。大字加納〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の贈与。経営規模拡大です。

申請番号2 大字南条字古屋敷〇〇番〇 外1筆 畑 217.91 m<sup>2</sup>。大字南条〇〇番地 〇〇 〇〇相続人 〇〇 〇〇 外1人。大字善根〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号3 茨目一丁目字西田〇〇番〇 外1筆 田 1,599 m<sup>2</sup>。長岡市大荒戸町〇〇番地 〇〇 〇〇。半田一丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号4 大字東条字城山沖〇〇番〇 外1筆 田 4,826 m<sup>2</sup>。大字東条〇〇番地 〇 〇 〇〇。大字東条〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号5 大字東条字仙道町〇 外2筆 田 2,222 m<sup>2</sup>。大字小島〇番地 〇〇 〇〇。大字東条〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円及び 円です。

審査結果の1ページをご覧ください。案件である申請番号1から申請番号5までについて、それぞれ地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字山室字下夕村〇〇番 畑 102 m<sup>2</sup>。大字安田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。作業所。第 2 種でございます。申請地は、既に作業所敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 西山町別山字立村〇〇番〇 田 226 m<sup>2</sup>。西山町別山〇〇番地 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 3 大字宮平字山王前〇〇番〇 外 2 筆 田 137 m<sup>2</sup>。千葉県柏市柏〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、既に宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 4 大字畔屋字本村〇〇番 田 191 m<sup>2</sup>。大字東条〇〇番地 〇〇 〇〇〇。農作業場。第 2 種でございます。申請地は、既に農作業場敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえて追認許可を求めるものです。

申請番号 5 西山町上山田字堀田〇〇番〇 田 300.82 m<sup>2</sup>。西山町上山田〇〇番地〇〇 〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。申請地は、既に宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえて追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一委員

申請番号 1 の図面を見ると、ちょうど真ん中あたりに申請地があるようですが、乗り付け道路はどのような形になるのでしょうか。

阿部係長

現地の状況は、上のほうに対して道が切れていますので、そちらに抜けるようになっております。公図には載っていないのでご自身で作られた道と思われれます。

No.5 安野 検一委員

それは、自分の土地ということでしょうか。

阿部係長

そのように思われます。

議長

安野委員、よろしいでしょうか。

No.5 安野 検一委員

はい。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.2 灰野 善栄委員

始末書という言葉が出てきまして、現況は確かに始末書の状態なのですが、事務局にお願いがあります。いつ頃から始末書状態だったのかを、聞き取りができれば総会で発表していただければと思いますが、難しいでしょうか。

阿部係長

わかりました。今後そのようにいたします。

No.2 灰野 善栄委員

はい。お願いいたします。

議長

ほかにご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字長崎新田字川東〇番〇 外 3 筆 田 4,163.25 m<sup>2</sup>。大字長崎〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。大字長崎〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。当初計画者が、資材置場として利用していましたが、今後は承継者が、資材置場として利用するものです。地目変更登記をしていなかったため、今回の申請になりました。第 2 種でございます。議第 4 号第 5 条許可申請 申請番号 5 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 城東二丁目字茨川〇〇番〇 田 1,001 m<sup>2</sup>。城東一丁目〇番〇号 〇〇〇。大字平井〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。貸店舗（飲食店）。第 3 種でございます。

申請番号 2 大字畔屋字本村〇〇番 外 2 筆 田 449 m<sup>2</sup> 畑 132 m<sup>2</sup> 計 581 m<sup>2</sup>。大字東条〇〇番地 〇〇 〇〇〇。東本町三丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。申し訳ありません。議案書には「家庭菜園及び車庫」と記載しましたが、「駐車場、家庭菜園及び車庫」とご訂正ください。農地区分は第 2 種でございます。申請地は、既に車庫等として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 3 大字堀字長崎〇〇番〇 外 1 筆 田 660 m<sup>2</sup>。希望が丘〇番〇号 〇〇〇〇。豊町〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 4 大字大沢字居村〇〇番〇 田 44 m<sup>2</sup>。高柳町岡野町〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇。大字大沢〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇。作業小屋。第 2 種でございます。申請地は、既に作業小屋敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 5 大字長崎新田字川東〇番〇 外 3 筆 田 4163.25 m<sup>2</sup>。大字長崎〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。大字長崎〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。資材置場。第 2 種でございます。議第 3 号第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、本申請につきましては、3,000 m<sup>2</sup>を超える農地の取引に係るものになりますので、本総会の許可をもって、県農業会議に諮問いたします。その県農業会議において異議がないものとされた場合、会長の専決により許可するものとするを、併せてお諮りさせて



いただきます。

申請番号 6 大字畔屋字堤尻〇番〇 田 330 m<sup>2</sup>。大字畔屋〇番地 〇〇 〇。大字畔屋〇番地 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 7 大字安田字鳥越川原〇〇番〇 外 1 筆 田 253 m<sup>2</sup>。大字安田〇〇番地〇〇 〇〇。新潟市中央区八千代一丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。工事ヤードのための一時転用。第 2 種でございます。予定としては、許可日から令和 3 年 1 月 29 日までの転用です。

申請番号 8 大字加納字為戸〇〇番 田 195 m<sup>2</sup>。大字堀〇〇番地〇 〇〇 〇。大字加納〇〇番地 〇〇 〇〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号から第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

## 濁川職員

事務局でございます。議案書 6 ページをご覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）  
（県営経営体育成基盤整備事業 畔屋地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
- 8 対象農用地の面積 田 83 筆 40,468.72 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 100.00 m<sup>2</sup>  
その他 2 筆 144.00 m<sup>2</sup>、計 86 筆 40,712.72 m<sup>2</sup>
- 9 関係人の数 受人 3 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 2(2020)年 10 月 19 日を予定しております。

明細は 7 ページのとおりです。

続きまして、議案書 8 ページをご覧ください。説明の前に、議案の訂正として配付させていただきましたが、議案書 19 ページ申請番号 54 を削除願います。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり決定する。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）  
（県営経営体育成基盤整備事業 本条地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内

- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積 田 188 筆 134,625.68 m<sup>2</sup>、畑 32 筆 7,101.00 m<sup>2</sup>  
その他 8 筆 906.94 m<sup>2</sup>、計 228 筆 142,633.62 m<sup>2</sup>
- 9 関係人の数 受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 86 人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和 2(2020)年 10 月 19 日を予定しております。

明細は 9 から 25 ページのとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号から議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号から議 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「報第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について」事務局の報告説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議案書 26 ページをご覧ください。第 1 号 農用地利用集積計画（移転）参考資料（農地中間管理事業分）について、報告いたします。

農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧のとおり報告いたしま

す。県による公告を経て10月30日に新たな耕作者へ権利が移転されるものです。  
以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの報告説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第1号の報告を終了します。

議長

次に、「報第2号 令和2年度農地パトロール結果報告について」事務局の報告説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書27ページをご覧ください。報第2号として、6月から7月にかけて、皆様から実施いただきました前期農地パトロールの結果について、ご報告申し上げます。お配りしましたA3判両面刷り「令和2年度農地パトロール結果報告」をご覧ください。

今年も非常に暑い中、大変お疲れ様でした。

パトロールの際に問題のある農地について所有者・耕作者を指導し、耕作が再開された等状況が改善された地区もありました。そして、委員から地元への働きかけで草刈り等の作業や農地への復旧を実施した地区もありました。

来年度に向けて、問題となった原因の解消、そして解決のための関係者、地元への働きかけをお願いします。

なお、この結果は新潟県農業会議にも報告させていただきました。ありがとうございました。

後期農地パトロールにつきましては、問題となりました農地の関係者に連絡をする等、今後の対応を事務局で検討いたします。なお皆様にご協力をお願いすることもあるかもしれませんが、ご了解ください。以上です。

議長

ただ今の事務局からの報告説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

報第2号の報告を終了します。

阿部係長

このあと、上条・別俣・野田・鶴川地区と西山地区から今年度の農地パトロールについて、実施の状況・内容、委員の活動・対応、そしてそのときの思い等についてご報告をいただきます。来年度以降の参考にしてください。

それでは、よろしく申し上げます。

No.3 鈴木 義雄委員

上条・別俣・野田・鶴川地区の鈴木と申します。今年も例年どおり農地パトロールをしたのですが、非常に荒れ地を見かけ、不法投棄が多かったところもありました。

私の行動としましては、農業委員会に入る前からやっている三ツ子沢地区の田んぼの隣に荒れてきた田んぼがありまして、私たちの法人でやってみようじゃないかということで耕作者に話してみましたが、耕作者も田んぼを借りている他の地区の方なのですが、明日畦を塗りますから心配しないでくださいと言われ、なぜできなかったのか訊いたら、怪我をしたからできなかったという話で、他の人が畦を塗ってくれてその年はそれで終わりました。その前の年までは田んぼをやっておられたのですが、そこから耕作放棄ということになってしまいました。

私たちは一度やりましょうかと伝えてもだめだったので、2、3年後に担い手農家の方に頼みに行きましたがその方もやらないと言うことで、また更に2年程そのまま、草も生え木も生えてきました。再度どうするのかと訊いたらもうやりたくないとのことになり、私たちに任せませんかと伝えたのですが、今度は減反にしておいた部分がなくなるからそれを何とかしたいと言うわけです。そんなことは言わないでくださいということで請け負うことにしたのですが、持ち主は旦那さんも倅さんもいないので、どこに連絡すればいいのかと思い集落のお嫁さんに言ったところ、是非やってくださいとのことですよやく耕作を始められました。その1、2年前に私は農業委員会に入りいろんな所を見て回っていたので、

ここもちょうど三ツ子沢地区の真ん中にあるし何とかしたいと思っていました。法人の代表と相談し、一昨年草刈りを始めて、このままでは勿体ないから何かしようか、玉ねぎでも植えようかとの話も出たのですが田んぼをやることになり、去年の秋から取り掛かって草刈り田起こし、耕運をしまして何とか田植えをしました。今年は始めるだけなので肥料等は全くやりませんでしたがいい田んぼになり、刈り終わりお米になりました。来年からはもう少しいい田んぼになるのではないかと考えてやっております。農地に戻す作業は大変で簡単にできることではありませんが、もし誰か担い手があるようでしたら、皆さんで掘り起こして田んぼにするのもいいものかなと思っておりました。以上です。

阿部係長

ありがとうございました。西山地区、お願いします。

No.19 小川 勝史委員

西山地区の石地地区担当の小川です。よろしく申し上げます。私も農業委員 3 年と推進委員 3 年をしてきて農地パトロールでいろんな所を見させてもらった中で、鈴木委員の話と同じような地域がありまして、基盤整備してから田んぼを作らない。どうしてこんないい田んぼを使わないのだろうと毎年話題になります。たまたま去年 1 年だけ作って、これだけいい稲を作るなんて大したものだな、作り方を聞きたいなと思うくらいだったのですが、また今年は作らない状態で、国のお金で基盤整備したのにいいのかなという気がします。これからなんとか解決できればと考えております。

それで、私の住む地区の話させていただきます。大津地区は耕作面積が 33ha ある中で専業農家が 1 名 10ha、私が兼業で 8ha、他の方が 10 名で耕作をしております。草刈りは田んぼを作る上で非常に大変な仕事ですが、うちの集落は人がやることをみんな私がやるという点で、他所から来て見てもらっても自慢できるほどの状況になっております。草刈りや管理が徹底されているところで、来年の農地パトロールには見学に来ていただきたいくらい自慢できる状況です。そんな中でこれから先何年作れるかな、という方も何人か見受けられますが、32ha の中で専業農家さんがいて、やる気のある方も何人かおられるので、当分大津集落は問題ないという気がしております。今後うちの集落だけでなく私の担当している石地には大崎という地区もあるので、その辺りは指導するところもあるかとは思いますが、極力協力して長くやっていけるよう努力していきたいと思っております。

阿部係長

ありがとうございました。農業委員、推進委員だけではできないことを地元働きかけ

て皆でやるということも、両地区共通していることかと思えます。また来年度に向けていろいろ教えていただきたいので、よろしくお願いします。以上です。

## 議長

報告ありがとうございました。皆様方も担当しながら地元のパトロールあるいは管理をやっていたきたいと思います。

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

## 山崎局長代理

お手元の「第4回農業委員会総会（R2.9.30）事務局事務連絡」をご覧ください。

### 1 今後の予定

- ・市議会産業建設常任委員会との意見交換会

10月7日（水）13時30分から 柏崎市役所本館4階大会議室

「産業としての農業をいかに振興していくか」をテーマに開催します。運営会議委員と農政会議委員の出席をお願いします。

- ・にいがた女性農業委員の会第3回役員会

10月8日（木）13時30分から 新潟市「新潟東中通ビル会議室」

水野委員の出席をお願いします。

- ・第4回運営会議

10月21日（木）9時から 柏崎市役所本館4階小会議室

市長意見書案を作成します。運営会議委員は出席をお願いします。

- ・「農業委員会だより第42号」編集会議

10月26日（月）10時から 柏崎市役所本館4階小会議室

情報会議委員は出席をお願いします。

- ・「農業施策等に関する意見書」市長へ提出

11月18日（水）14時から 市長応接室

運営会議委員は出席をお願いします。

- ・女性農業委員等研修会・にいがた女性農業委員の会総会

12月1日（火）・2日（水） 万代市民会館・新潟東映ホテル泊

詳しいことはまだ連絡がありませんが、女性委員の参加をお願いいたします。

### 2 その他

既にご提出をいただいた方もいらっしゃって、改めての周知なのですが、今日を締切とさせてもらったものが3点ございました。

1 点は先回の総会で案内させてもらった 7 月豪雨災害の義援金です。まだの方は恐縮ですが、3 階の事務局で領収書を用意していますので、お立ち寄りください。

2 点目は、市長への意見書を作るに当たり、参考までに昨年の意見書を添付して皆様に案内をお配りしましたが、ご意見があれば提出をお願いします。

3 点目に 11 月 19 日の農業委員会大会で決議が予定されている「農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請」たたき台への意見もございましたら、提出をお願いします。

最後になりますが、今年度の管外視察は残念ながら実施をしないということを運営会議で決定をさせていただきました。決定に当たりましては、他の自治体の状況、中越管内の農業委員会では視察を実施するところがないということも勘案しております。ご了承をいただきたいと思います。

#### 濁川職員

農地利用最適化推進委員にお願いしたいのですが、お手元に農業委員会だより第 42 号の原稿依頼をお配りしました。前回 41 号（8 月 31 日号）では農業委員さん全員の顔写真と抱負を掲載しました。42 号（1 月 1 日号）は推進委員さん全員の顔写真と抱負を掲載する予定ですので、期日に間に合うように提出いただきたいと思います。参考としまして、41 号と 3 年前の農業委員さんと推進委員さんの抱負を添付しました。よろしくをお願いします。

もう 1 点。農業新聞の推進一覧表もお手元にあるかと思いますが、既に目標を達成された方や、地区によっては 1 部も購読が成っていないところもございますので、また引き続き新聞の推進のほうも併せてよろしくお願ひいたします。

#### 山崎局長代理

事務局からは以上です。

#### 議長

委員の皆様からご意見ご質問がありましたら、発言をお願いします。

#### No.2 灰野 善栄委員

議長、教えてください。日程表で 11 月 19 日に三条で農業委員会大会があるのですが、どうやって行けばいいのか教えていただきたい。

#### 山崎局長代理



事務局です。今農業会議と局長が調整していきまして、新型コロナウイルスの影響で通常よりは規模を縮小して開催する予定のようです。参加人数もどのような形になるか考慮している段階ですので、決まり次第皆様にご連絡します。通常の年は市役所でバスを借りて行くようにしておりました。今しばらくお待ちいただければと思います。

No.2 灰野 善栄委員

はい。わかりました。

議長

それぞれの会議の代表の皆さん発言はありませか。

よろしいでしょうか。

以上で本日の日程は終了しました。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いいたします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様でした。本日の報告の中に農地パトロールがありまして、第23期の委員さんでパトロールをしまして、耕作されていない農地も見受けられました。

今市内のあちこちで蕎麦が花盛りになっています。また、前回の農業委員会だよりの表紙写真に高柳での麦の収穫がありましたが、この高柳の取り組みは、水田だったが水路維持の困難や災害復旧が大変だということ、そういった用水の確保が難しいことを逆手に取って、蕎麦を作ったり麦を作ったりしている、耕作放棄にならないような素晴らしい取り組みだと思います。皆様の周りにも耕作が難しいと考えている方もおられるのではないかなと思うのですが、そういう方には何かの機会に紹介して知ってもらえればと思います。以上で終わります。

閉会 午後2時25分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_